

令和8年度 年末・年始期間中の橘公園利用申請受付について

年末・年始期間中の橘公園園路（園路）への出店にかかる公園利用について、利用申請の受付を行います。

申請をされる方は、必ず、「申請等取扱」、「許可条件」をよく読んでから、提出書類を作成して下さい。

本年度より、申請枠の取り扱いが一部変更となっておりますので、「申請等取扱」の説明をご確認ください。

申請に必要な書類につきましては、担当窓口での受領又は市ホームページに掲載してある添付ファイルからダウンロードしてご利用下さい。

なお、ご不明な点や詳細については、下記担当課へお問い合わせ下さい。

記

1. 受付期間 令和8年10月23日（金）～令和8年11月6日（金）
2. 出店期間 令和8年12月21日（月）～令和8年1月7日（木）
3. 申請・許可 「申請等取扱」のとおり
4. 許可場所 位置図・出店配置図を参照
5. 許可条件 「許可条件」のとおり
6. 提出書類 ①-1 申請書
①-2 業務従事者一覧（※該当する場合のみ）
②誓約書（申請者及び業務従事者の直筆によるもの）
③身分証明書類（例：運転免許証の写し等）
7. 提出部数 2 部
8. 提出方法 持参又は郵送（11月6日17時までに必着）
9. 許可通知 12月4日頃までに申請者へ通知

担 当 雲仙市 建設部 監理課 都市計画班

住所 〒859-1107

雲仙市吾妻町牛口名714番地（市役所別館2階）

電話 0957-47-7841

ファックス 0957-38-6592

令和 8 年度 年末・年始期間中の橘公園出店申請等取扱

1. 利用許可申請

- ・利用許可申請は出店者ごとに申請（2 部提出）して下さい。
- ・申請者（出店者）が申請できる区画数は 1 区画です。
- ・出店する期間には、準備・片付けの期間を含めて申請して下さい。

※ 利用許可を受けた区画を第 3 者に転貸することはできません。

※ 利用許可を受けた後に、特段の理由がある場合を除き、利用許可申請を取り下げることとはできません。

2. 申請場所 〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名 7 1 4

雲仙市役所 建設部 監理課 都市計画班（雲仙市役所別館 2 階）

3. 申請書類

	提出書類	区分	備考
1	申請書（様式第 6 号）	必須	
2	業務従事者一覧	—	申請者以外の業務従事者がある場合
3	誓約書	必須	申請者・業務従事者の直筆、各 1 枚作成
4	身分証明書	必須	申請者・業務従事者全員分 運転免許証等の写真入りのもの

4. 出店希望 申請書（様式第 6 号）中、「3 行為の面積」欄に、出店を希望する場所の区画番号を記入して下さい。なお、本年より標準枠を超える幅での申請も可とします。

※別紙「出店配置図（3 2 区画）および申請書記載例参照

5. 抽 選 1 区画に出店希望者が 2 名以上となった場合または、申請幅の合計が各ブロックの最大幅を超えた場合は、申請者の審査終了後、くじ引きによる出店場所の抽選（対象者には、別途通知）を行います。

※代理人の場合は委任状が必要となります。

6. 再 申 請 出店場所の抽選に漏れた申請者は、出店区画や幅に余裕がある場合、空き区画への出店の再申請（抽選日当日）をすることができます。

※再申請には印鑑が必要ですので、印鑑を持参して下さい。

7. 利用許可 令和 8 年 1 2 月 4 日頃までに申請者へ送付予定

8. 使 用 料 雲仙市都市公園条例に基づき算定した使用料の額を納期限までに納付してください。

※算定方法

占有面積（㎡）×40 円×1.1+作業従事者数×日数×220 円

担当課：雲仙市建設部監理課都市計画班（電話 0957-47-7841）

橘公園内への出店にかかる使用許可条件等

1. 利用許可

- ① 自己の名義で利用許可を受けた区画を第3者へ転貸することはできません。
- ② 出店は杭等により表示された区画とし、区画外での出店は禁止します。

2. 出店利用

- ① 車両使用による出店(販売)は出来ません。
- ② 駐車場以外(園路等)への車両の駐車を禁止します。
- ③ やむを得ず車の乗り入れを行う場合は、公園利用者が少ない時間帯に行くこと。
- ④ 出店のために必要な電気等は各自で用意すること。
- ⑤ 発電機の使用については、静音型とし深夜の使用は控えること。
- ⑥ 火気の取り扱いには厳に注意を払い、発電機の燃料(特にガソリン)の取り扱い等、万全の事故防止対策を行うこと。

【注意】 露店で火気を使用する場合は、消防署への届出が必要となっていますので、必ず届出を行なって下さい。 小浜消防署(Tel 0957-74-3231)

- ⑦ ゴミ箱を設置するなど、出店場所及び周辺の清掃・整理整頓に努めること。
- ⑧ 出店中及び出店終了後においては、出店場所の清掃を確実にを行い、ゴミは各自で処分・持ち帰りを行うこと。
- ⑨ 洗い物を行った場合の固形物は流さないこと、木炭などの燃えカス・灰等についても、公園内に放置せず各自処分すること。
- ⑩ 出店・販売等にかかる関係法令等の手続きは自己の責任で行うこと。
- ⑪ 担当課において、出店期間中における出店利用状況の確認、適切な利用の指導を行う場合があること。
- ⑫ 出店終了時には、出店者の立会のもと利用区画の状況確認を行うこと。
- ⑬ 上記以外の遵守事項等については、雲仙市都市公園条例及び施行規則の規定による。

3. 使用許可の取り消し

本使用許可条件が遵守されない場合、使用許可を取り消し、退去を求める場合があります。また、出店に係る使用料は返金いたしません。

担当課:雲仙市役所 建設部 監理課 都市計画班

Tel 0957-47-7841